

専門部会運営に関する覚え書き

1. 会費について

- 1) 年度中途より参加する場合の年会費は内規 5 項 5) (1) のとおりとし、特に減額はしない。この場合、事務局は当該研究グループに関する入会年度の討議資料、議事録等を一括して新規メンバーに送付するものとする。
- 2) 会合に欠席した場合、事務局は当日の配付資料を別途送付する。
- 3) 各研究グループは年間会費収入の 30%を事務局費とし、残りの 70%を自主的に運用することができる。開催案内、討議資料作成、その他会計事務等は事務局が行う。
- 4) 事務局は会計報告を 4 半期経過後ごとに行う。各研究グループの代表者にメールで報告する。合わせて担当理事にも報告する。

2. 会合への代理出席について

メンバーが会合に出席できない場合、メンバーの指名する者を代理として出席させることができる。この場合、事前にその旨を事務局に連絡することが望ましい。

3. ビジターの同伴について

協会の維持会員および特別会員として部会に参加しているメンバーは次の者に限り会合（見学を含む）にビジターを同伴することができる。

- イ. 同一機関に所属する者（但し 1 名）で、かつ、
- ロ. 事前にコアパーソンまたは事務局の了解を得た者

（本内規の改訂）

本内規は 1985 年 1 月 29 日のグループリーダー会合で確認され、同 2 月 26 日の理事会に置いた確認、発行された。

本内規項目を変更する場合は、速やかに担当理事に上申し、担当理事は改訂内容を理事会にかける。本内規は理事会の承認を得て正式に発行する。

担当理事は就任時に本内規を確認し、実態と違う場合は調査を行い、必要に応じて改訂作業にはいる。

付記

1. この覚え書きは昭和 60 年 1 月 29 日のグループリーダー会合で確認され、同 2 月 26 日の理事会において確認されたものである。
2. 2011 年 10 月 18 日の理事会で改訂。部会を研究グループに改訂。会費の 1 項 1) の改訂。1 項の 4) 追加。